



大幸薬品

2010年11月17日

**国民生活センターが二酸化塩素による除菌をうたった商品に関するテスト結果を発表
大幸薬品の衛生管理製品『クレベリン ゲル』は二酸化塩素ガスの明らかな放散が
認められることが示され、当社による有効性・安全性に対する取り組みが、
国民生活センターの報告書に記載されました**

独立行政法人国民生活センター*1は、2010年11月11日「二酸化塩素による除菌をうたった商品 一部屋等で使う据置タイプについて」を発表しました。

発表内容は、二酸化塩素による部屋等の除菌をうたった商品について、使用中にどのくらいの二酸化塩素が放散されているのか等を消費者に情報提供をすることを目的に9銘柄に関して調べたものです。

大幸薬品株式会社（本社：大阪府吹田市内本町三丁目34番14号、代表取締役社長：柴田 高）が販売している『クレベリン ゲル』60gが調査銘柄に含まれています。今回のテスト結果で当該製品は二酸化塩素ガスの安定的な放散が認められることが示され、当社による有効性・安全性に対する取り組みが、国民生活センターの報告書に記載されました。なお、今回のテスト結果に関し、一部不適切な広告表現があった当社以外のウェブサイトに対して当社より要請文を送付し、削除・訂正が行なわれており、適切な広告となっていることも確認しております。

『クレベリン ゲル』は、当社の「二酸化塩素を液体とガス体で濃度管理できる特許技術*2」を使用した製品です。当社は、二酸化塩素及び当社製品の安全性と有効性に関する検証に日々努めており、その安全性及び実使用における有効性のデータを有しています。

当社は今後もお客様に安心してご使用いただける製品の製造・販売及び適切な情報提供に努めてまいります。

報道発表資料は、以下のウェブサイトをご参照ください。

http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20101111_1.pdf

*1 独立行政法人国民生活センター（ウェブサイト <http://www.kokusen.go.jp/>）

消費者庁の地方消費者行政の支援に関する業務として、国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うとともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施することを目的として、独立行政法人国民生活センター法に基づき設置されています。

*2 特許登録番号 特許第3110724号



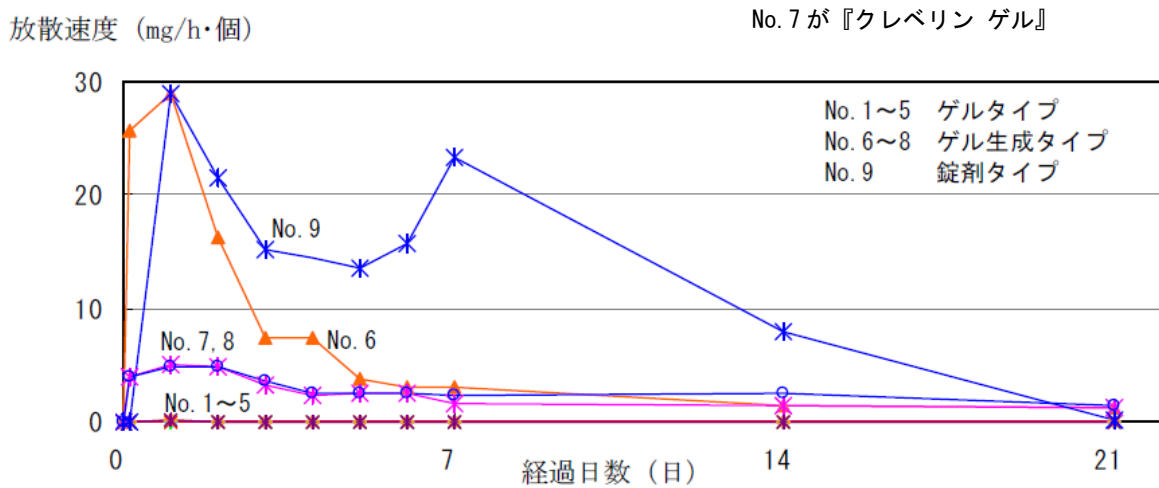
大幸薬品

今回の国民生活センターからの報道発表資料の『クレベリン ゲル』関連部分のポイントは以下の通りです。

【塩素系ガス*の放散速度の経時変化】 *二酸化塩素・塩素を含むガス

『クレベリン ゲル』は使用開始1日後に放散速度が最大となり、その後減少し、21日後まで安定的に放散された。

図2. 塩素系ガス放散速度の経時変化



国民生活センター報道発表資料5ページより

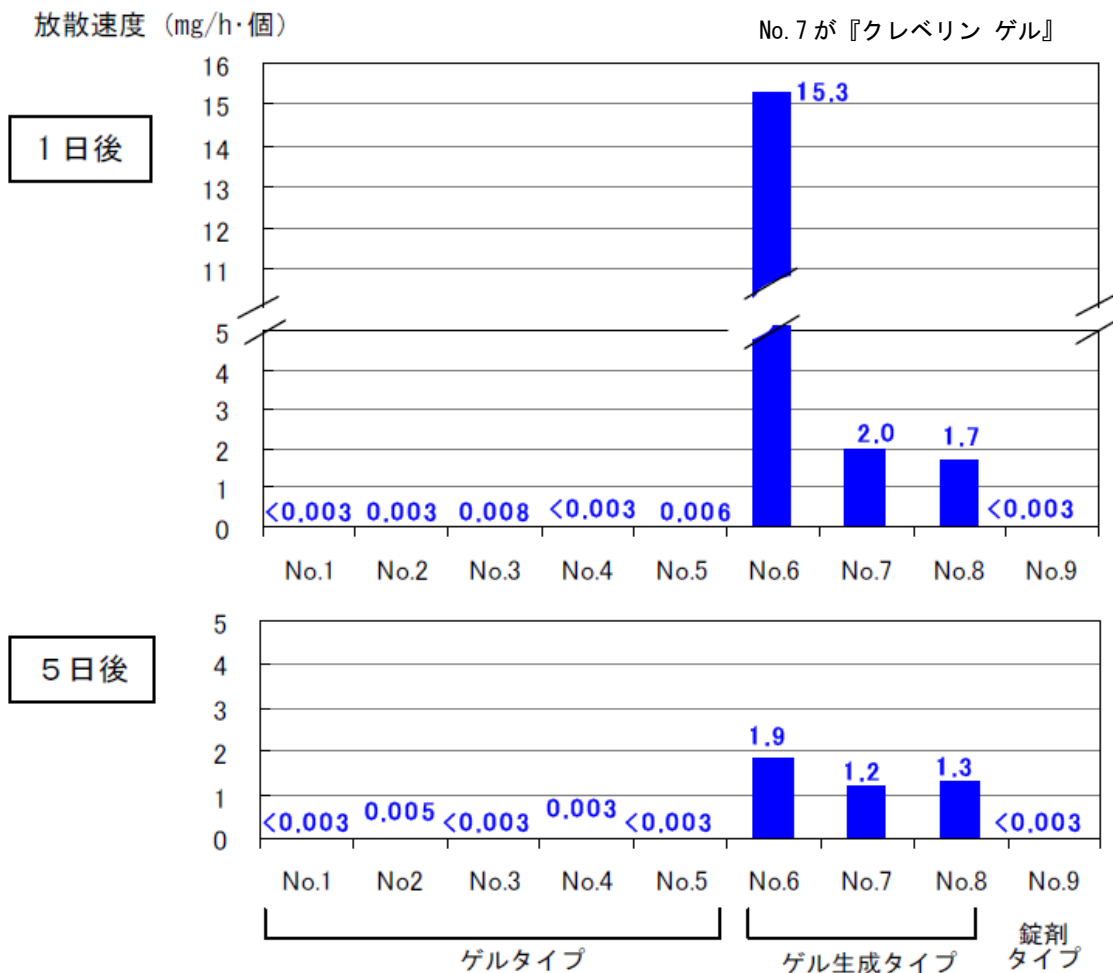


大幸薬品

【二酸化塩素及び塩素の放散速度】

『クレベリン ゲル』は使用開始1日後、5日後ともに明らかな二酸化塩素の放散が認められた。塩素に関しては、0.2mg/h・個（定量下限相当）であった。

図3. 二酸化塩素の放散速度（使用開始1日後、5日後）



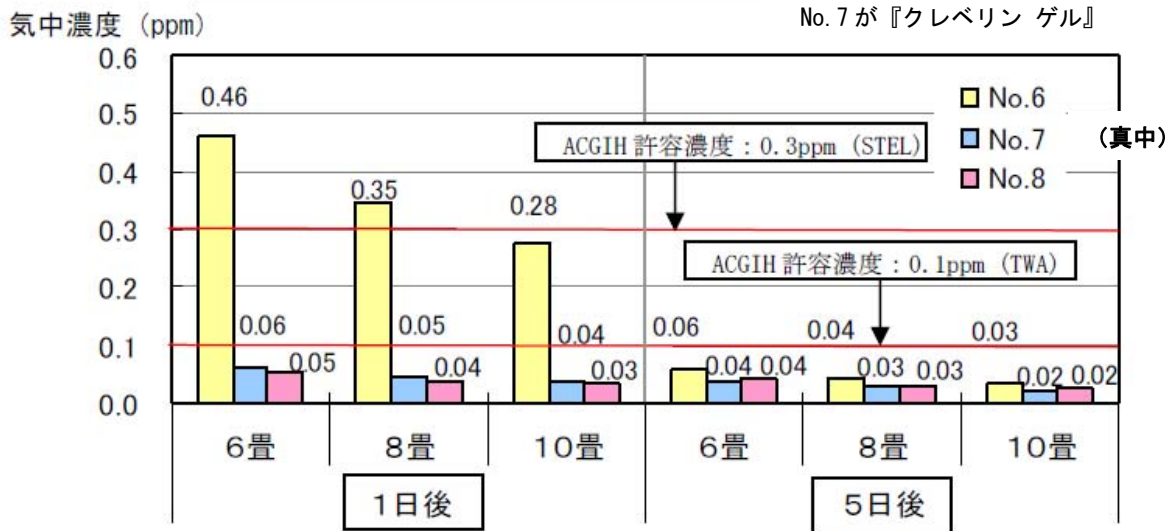
本テストでの定量下限相当の放散速度：0.003mg/h・個



大幸薬品

二酸化塩素の放散が認められた3銘柄について濃度測定を行なった。『クレベリン ゲル』の二酸化塩素の気中濃度は、使用開始1日後・5日後において6畳・8畳・10畳の部屋すべてで作業環境における許容濃度内（ACGIH許容濃度内）であった。

図4. 部屋における二酸化塩素の気中濃度（計算値）



国民生活センター報道発表資料7ページより

【においの強さと容認性】

『クレベリン ゲル』は、10人中6人が生活環境不快感において「まあ在室していてもよい」と答えた。

生活環境不快感

生活環境不快感 N = 10	人数
すぐに逃げ出したい	0人
在室してたくない	2人
できれば在室してたくない	2人
まあ在室していてもよい	6人
においは気にならない	0人

国民生活センター報道発表資料より当社が作成



大幸薬品

【においに関する表示】

「臭気強度が大きかった銘柄は、換気するなどの注意が必要であった」と発表資料に記載があった。

しかしながら、当社は、『クレベリン ゲル』に関してはにおいに関する使用上の注意において「成分臭がするときは換気してください」と表記しており、表示に問題はないと考えている。

【安全性に関する表示・広告】

『クレベリン ゲル』に関する記載はなかった。

【有効性に関する表示・広告】

『クレベリン ゲル』の表示（製品パッケージ）に関しては、記載はなかった。インターネット広告に関しては、当社以外のウェブサイトにおいて一部不適切な表現がある旨の記載があった。

上記を受け、当社は当該ウェブサイトに対して要請文を送付し、削除・訂正が行なわれており、適切な広告となっていることも確認しています。

要請文は添付を参照してください。

【事業者へのアンケート調査－商品設計及び有効成分】

「居住空間における効果の程度を確認している事業者は少なかった」と発表資料に記載があったが、『クレベリン ゲル』については、「実使用における除菌の効果の確認を進めていたところが1社（No.7）あった。」（No.7が当社の『クレベリン ゲル』）と記載されていた。

【事業者へのアンケート調査－吸入の身体的影響に関するデータと健康被害】

「ほとんどの事業者が実際に使用した際の安全性を確認していなかった」と発表資料に記載があったが、『クレベリン ゲル』については、「実際に商品を使用した際の安全性に関する取組みを行っていたところは1社（No.7）であった。」（No.7が当社の『クレベリン ゲル』）と記載されていた。

【消費者へのアドバイス】

「二酸化塩素による部屋等の除菌をうたった商品は、さまざまな状況が考えられる生活空間で、どの程度除菌効果があるのかは現状では分からない」と発表資料に記載があったが、「二酸化塩素による除菌をうたった商品を部屋等で使用した効果が『示唆された』とする資料が1社から提供された」と記載されており、この1社は当社である。



大幸薬品

【ご参考】

“二酸化塩素特許技術”により製品化に成功した当社の“衛生管理製品”

当社では、「様々なウイルス・菌・ニオイを、ごく低濃度でも除去出来る」という二酸化塩素の働きに着目し、ウイルス除去・除菌・消臭が出来る“衛生管理製品”を製造販売しています。

二酸化塩素は「液体やゲルに溶存させた際、その濃度を長期間保持出来ない」という性質のために、流通可能な製品の開発は困難とされてきました。この問題点を、当社が持つ特許技術（特許 第 3110724 号）により解決し、流通出来る製品の開発が可能になりました。

「二酸化塩素の働きで、居住空間に存在する様々なウイルス・菌を除去し、身の回りの“衛生管理”を行う」という新しいアプローチを提唱しているこの事業を、当社では現在、『正露丸』や『セイロガン糖衣A』等を製造販売する医薬品事業に続く、第二の柱として、“感染管理事業”として展開しております。

二酸化塩素の“働き”と“特徴”

『クレベリン』等の“衛生管理製品”の主成分である二酸化塩素は、特定のアミノ酸のみを酸化し、ごく低濃度でウイルス除去・除菌・消臭に効果を発揮します。

このような二酸化塩素の働きについて、当社研究所では、インフルエンザ等の様々なウイルス・菌を用いて研究を続けています。その研究成果は、“国際的な科学専門誌への論文掲載”や“国内外での学会発表”により世界中の専門家たちに知られるようになり、「様々なウイルスや菌に対して、二酸化塩素が活用出来る」として注目を集めております。

また、二酸化塩素は、日本国内で“浄水（水道水等）処理”や“食品添加物として小麦粉の漂白処理”にも使用が認められている成分です。次亜塩素酸ナトリウムと比べ、有害なトリハロメタンがほとんど発生しないという特徴もあります。



大幸薬品

添付資料

不適切な広告表現があるウェブサイトへの要請文

前略 平素は弊社製品『クレベリン』のWEBサイトでの販売促進にご協力いただき誠にありがとうございます。
ございます。

さて、御社においてなされている弊社製品『クレベリン』のWEBでの広告表示等に関し、お願いしたい事項があり、メールをさせていただきました。

御社の表示を見ますと、弊社の『クレベリン』が「インフルエンザ」等特定のウイルスに対する予防効果があるかのような表示がなされておりますが、『クレベリン』は医薬品、医薬部外品ではなく、日用品でございますので、このような表示は薬事法に抵触するおそれがあります。

つきましては「インフルエンザ」等特定のウイルスに予防効果があるかのような表示については、速やかに削除いただきたく、お願い申し上げます。

草々

2010年11月11日

大幸薬品株式会社